

公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター
キャリア実習(インターンシップ)実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大学生及び大学院生を対象として、公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター(以下「財団」という。)において、埋蔵文化財調査に係る実務体験の機会を設けることにより、埋蔵文化財行政及び発掘調査業務への理解を深め、優秀な人材の育成・確保を目的として実施するキャリア実習(インターンシップ)(以下「実習」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「1Day職場体験」 埋蔵文化財発掘調査体験(整理作業を含む。)により、埋蔵文化財調査に対する理解の促進を目的として、単日で実施するものをいう。インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方(文部科学省、厚生労働省、経済産業省、令和4年6月13日一部改正)(以下、「3省合意」という。)で定める学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組の四つの類型(以下、「インターンシップ類型」という。)中、タイプ1(オープン・カンパニー)に該当するものとする。
- (2)「キャリア教育インターンシップ」 埋蔵文化財調査に関する初歩的な知識の習得及び財団が実施する埋蔵文化財発掘調査体験(整理作業を含む。)により、実習生のキャリア形成を支援することを目的として実施するものをいう。3省合意で定めるインターンシップ類型中、タイプ2(キャリア教育)に該当するものとする。
- (3)「就業体験インターンシップ」 埋蔵文化財調査に関する基礎的な知識の習得及び財団の指導の下、財団が実施する埋蔵文化財発掘調査現場等において就業を体験し、実習生が自己の職業適性を判断することを目的として実施するものをいう。3省合意で定めるインターンシップ類型中、タイプ3(汎用型能力・専門活用型インターンシップ)に該当するものとする。
- (4)「長期有給インターンシップ」 前3号に掲げる実習終了者が、より専門的な知識及び技術に触れながら実務能力を高めることを目的として、継続、断続を問わず、職員の指導の下で一定期間、有給で就業体験を行うものをいい、3省合意で定めるインターンシップ類型のいずれにも該当しないものとして実施する。

(対象者)

第3条 実習対象者は次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 学校教育法に基づく四年制大学に在籍する者又は大学院修士 課程に在籍する者で、考古学等を専攻する者。ただし、前条第3号による場合は、大学3年又は4年若しくは大学院1年又は2年に在籍する者とする。
- (2) 将来、埋蔵文化財行政や埋蔵文化財調査に係る職業に携わる希望のある者。

(実習生の受入手続)

第4条 財団が実施する実習を希望する者は、キャリア実習(インターンシップ)申込書(別記第1号様式)及び誓約書(別記第2号様式)を財団に提出するものとする。

2 財団は、実習の受入れを決定した場合は、キャリア実習(インターンシップ)受入決定通知書(別記第3号様式)により、当該者に通知するものとする。

(実習責任者)

第5条 実習責任者は、文化財センター長がその任にあたる。

2 実習責任者は、実習の実施目的の達成のための体制を整備し、実習全般の責任を負うものとする。

(実習監督者)

第6条 実習監督者は、文化財センター各課長のうち、実習責任者が指名する者がその任にあたる。

2 実習監督者は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、実習内容の企画及び立案のほか、安全の確保等、実習の実施に関する責任を負うものとする。

3 実習監督者は、必要に応じて、所属の職員の中から実習担当者を指名することができるものとする。

(実習管理者)

第7条 実習管理者は、文化財センター管理課長がその任にあたる。

2 実習管理者は、前条により策定された実習計画に基づき、実習生の募集、選考、受入手続、報酬額の決定及び支払その他実習に関して生じる事務の責任を負うものとする。

(実習期間)

第8条 実習期間は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 1Day 職場体験 | 1日 |
| (2) キャリア教育インターンシップ | 5日以内 |
| (3) 就業体験インターンシップ | 5日以上2週間以内 |
| (4) 長期有給インターンシップ | 1年以内(期間満了後1年以内で更新可能) |

(実習時間)

第9条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間の7時間以内とする。

(報酬等)

第10条 財団は、第2条第1号～第3号に該当する実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴い生じるいかなる費用も支給しないものとする。

2 第2条第4号(長期有給インターンシップ)に該当する実習生に対する1時間あたりの報酬額及びその他の待遇については、公益財団法人千葉県教育振興財団調査補助員就業規則施行細則(以下、「施行細則」という。)で定めるものとする。

(身分・服務)

第11条 実習生には、財団職員及び調査補助員の身分は与えない。ただし、第2条第4号(長期有給インターンシップ)に該当する実習生については、調査補助員として就労するものとする。

- 2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習時間中、財団職員が遵守すべき規則、規程等を遵守するとともに、実習責任者、実習指導者及び実習担当者の指示に従わなければならない。
- 4 実習生は、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。
- 5 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合は、事前に実習責任者の承認を得なければならない。
- 6 実習生は、やむを得ない理由により予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ財団にその旨連絡しなければならない。

(実習の中止)

第12条 実習管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が、前条に定める服務義務に反する行為を行ったとき
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき

(事故責任者)

第13条 財団は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入する。

- 2 実習生は、故意又は過失をもって第10条第2項から第5項に定める規定に反する行為により財団又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるほか、キャリア実習(インターンシップ)に関して必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。